

## 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当院は信頼の医療に向けて、患者さんに良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねており、「患者さんの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。

さらに、当院は京都府立医科大学の附属北部医療センターという立場から、患者さんへの高度な医療の提供だけにとどまらず、地域医療の発展にも多く寄与しているものと自負しております。それらの活動を通じて、臨床医学の発展と次世代を担う医療人の育成という社会的な使命の実現に向けて、日々努力しているところであります。

つきましては、当病院における患者さんの貴重な個人情報を含む記録を、医療機関として、また、教育研究機関として所定の目的に利用させていただくため、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めてまいります。

### 1. 個人情報の収集について

当院が患者さんの個人情報を収集する場合、診療・看護及び患者さんの医療にかかる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

### 2. 個人情報の利用及び提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

◎患者さんの了解を得た場合

◎匿名化(個人を識別あるいは特定できない状態に加工※1)して利用する場合

◎法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合等を除き、患者さんの許可なく、その情報を第三者(※2)に提供いたしません。

### 3. 個人情報の適正管理について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

### 4. 個人情報の確認・修正等について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「京都府個人情報保護条例」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

### 5. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、「京都府個人情報保護条例」、及びその他の個人情報の保護に関する日本の法令規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

京都府立医科大学附属北部医療センター 病院長

※1:単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

※2:第三者とは、情報主体及び受領者(事業者)以外をいい、本来の利用目的に該当しない、又は情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体又は個人をさす。

※この方針は、患者さんのみならず、当院の職員及び当院と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取扱います。

# 患者さんの個人情報の保護についてのお知らせ

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

また、京都府立医科大学の附属北部医療センターという立場から、患者さんへの高度な医療の提供だけにとどまらず、臨床医学の発展と次世代を担う医療人の育成という社会的な使命の実現に向け、患者さんの貴重な個人情報を含む記録を、教育研究機関として所定の目的に利用させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 個人情報の利用目的について

当院では、患者さんの個人情報を別記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者さんから同意をいただくことにしております。

## 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当院では、患者さんの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「京都府個人情報保護条例」の規定にしたがって進めております。

京都府立医科大学附属北部医療センター 病院長

## 別記

### <当院での患者さんの個人情報の利用目的は>

#### 1. 院内での利用

1. 患者さんに提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 入退院等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者さんへの医療サービスの向上
7. 院内医療実習への協力（当院は卒後臨床研修病院及び医療専門職の研修病院に指定されており、研修・養成の目的で、研修医及び医療専門職の学生等が、診療、看護、処置などに同席する場合があります。）
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. 院内がん登録への情報の登録及び利用
10. 入院時の患者さんの名前の表示、外来での名前の呼び出し、入院の問合せ対応など、患者さんに係る管理運営業務

#### 2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 保険事務の委託
7. 審査支払機関へのレセプトの提供
8. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
9. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
10. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
11. がん登録情報の国立がん研究センター及び地域がん登録等への情報提供
12. 法令等に基づく届出・照会等による利用
13. その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

#### 3. 学術研究(医療の発展を目的とした研究)のための利用

当院は、京都府立医科大学の附属北部医療センターとして医療機関であるとともに、教育研究機関として医師等の教育・養成、医学や医療技術に関する研究を実施しており、症例や検査結果等の記録を学会等での報告や統計資料の登録等に活用するなどの利用をさせていただきます。その際には、匿名化することにより個人を特定できない形で利用いたします。なお、匿名化が困難な場合には、個人情報の利用に目的とした同意書をお願いすることができますので、ご協力ください。

#### 4. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

# 院内がん登録全国収集データの 二次利用におけるオプトアウトについて

## ◆ 院内がん登録とは

がんと診断された患者さんの基礎的なデータを病院として集積し、がん 診療の実態を明らかにするしくみです。「がん登録等の推進に関する法律」では、がん診療に重要な役割を担う施設での努力義務とされています。

院内がん登録は法律に基づき各施設において実施され、毎年、国立がん 研究センターに氏名などの個人識別情報を削除した上で提出、全国の病院における診療件数などの集計が報告書として公表されています。

院内がん登録についてお知りになりたい方は、以下のURLあるいは2次元バーコードを使って「がん情報サービス」をご覧ください。

## ◆ 院内がん登録3つのメリット

1. 病院ごとの特徴や課題が明らかになり医療の質向上や研究の資料になる
2. 国や地方公共団体ががん対策を計画・実施する際の根拠となる
3. 集計を使って受診先選択の参考とすることができます

## ◆ 院内がん登録全国収集データの二次利用について

国立がん研究センターに提出された院内がん登録データは報告書を作成するだけでなく二次利用として

- ① データのより詳細な集計や研究解析を行って実態を検討する
- ② 全国規模で対象を選び病院からアンケートをお送りして意見をうかがうなどの活動を通じて、国全体で、より良いがん医療、がん対策に役立てることが期待されています。

これらの二次利用は定められた審査を経て行われるものですが、もし自分に関する情報が二次利用に使われたくない場合は当院の窓口へお申し出ください。データの管理や制度の詳細は国立がん研究センターがん情報サービスをご覧ください。必要に応じお問い合わせフォームもご活用ください。

なお、上記は全般の情報ですが、個別の研究については、各研究者の所属機関における倫理審査委員会の指示に従い情報公開等を行います。

## ・当院窓口：がん相談支援センター

院内がん登録について <https://ganjoho.jp/public/institution/registry/hospital.html>  
 がん情報サービス お問い合わせフォーム <https://contact.ganjoho.jp/form/pub/ganjoho/contact>

